

激甚災害復旧工事の現場代理人兼務の特例措置について

○壱岐市が発注する激甚災害復旧工事において、以下の①～③の要件を満たすことが可能であり、請負金額の合計が4,500万円を超えない場合について、1人3箇所まで現場代理人の兼務を可とする。

- ①各現場において、安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り等を計画的に行うことが可能であること。
- ②発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡がとれること。
- ③発注者との連絡体制を確保した上で、求めた場合には工事現場に速やかに向かう等の対応が可能であること。

【その他留意事項】

○激甚災害復旧工事以外の工事で現場代理人となっている者の兼務はできないこと。

○営業所専任技術者については、130万円未満の工事1件のみ現場代理人となることを認める。(従来どおり)

○主任技術者については、4,500万円未満の工事については、1人3箇所まで、かつ、その請負金額の合計が4,500万円を超えない場合について他の工事現場の主任・監理技術者を兼務することを認める。(従来どおり)

○原則として現場代理人は1現場1人であることが基本であるため、特例緩和措置の適用については、年度ごとに災害の規模、件数を勘案して発注者が決定する。

※なお、現場代理人の兼務をする場合は、別途様式にて申請することとし、上記①～③を満たしていないと市が認めた場合や、虚偽等があった場合には、今後、該当する業者の兼務を認めないとともに、安全管理等に起因する事故等があった場合は指名停止措置等を行うことがあることも周知する。